

有効期間満了日 令和16年3月31日

熊備二第351号

令和5年7月25日

「緊急事態における熊本県警察対策本部等設置要綱」の制定について（通達）
熊本県警察における緊急事態発生時の対処要領については、「熊本県警察緊急事態初動措置要綱の一部改正について（通達）」（令和3年4月9日付け熊備二第169号。以下「旧要綱」という。）に基づき運用してきたところであるが、別添「緊急事態における熊本県警察対策本部等設置要綱」を新たに策定し、運用することとしたので、その対応に誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は廃止する。

別添

緊急事態における熊本県警察対策本部等設置要綱

1 目的

この要綱は、緊急事態に対処するための熊本県警察における対策本部等の設置に関し、「熊本県警察の警備実施に関する訓令」（平成11年熊本県警察本部訓令甲第15号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 熊本県警察対策本部の設置

警察本部長は、大規模な災害、騒乱又はテロリズム、武力攻撃その他の警察が総合的かつ一体的な措置を緊急に講じる必要がある事態（以下「緊急事態」という。）において、当該事態の規模その他の状況により必要があると認めるときは、訓令第3条の規定により、臨時に熊本県警察対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

3 対策本部の組織

(1) 対策本部は、対策本部長、対策副本部長、幕僚、班長及び班員をもって構成する。

(2) 対策本部長は、対策本部の事務を統括する。

(3) 対策副本部長は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(4) 対策本部の種類は、甲号対策本部、乙号対策本部とする。

(5) 甲号対策本部

ア 対策本部長は、警察本部長をもって充てる。

イ 対策副本部長は、主たる対策に関する事項を所管する部の長をもって充てる。

(6) 乙号対策本部

ア 対策本部長は、主たる対策に関する事項を所管する部の長をもって充てる。

イ 対策副本部長は、主たる対策に関する事項を所管する部の参事官をもって充てる。

(7) 対策本部の編成及び任務は、別に定めるものとする。

4 熊本県警察対策室の設置

(1) 警察本部長は、緊急事態の態様、被害の規模、被害拡大の見通し等を勘案し、対策本部を設置するまでには至らないが警察本部において組織的指揮を行う必要があると認めるときは、臨時に熊本県警察対策室（以下「対

策室」という。)を設置するものとする。

- (2) 対策室に対策室長を置き、主たる対策に関する事項を所管する部の参事官をもって充てる。
- (3) 対策室長は、対策室の事務を掌理する。
- (4) 対策室長は、発生した事案の規模その他の状況を勘案し、主たる対策に関する事項を所管する所属の長にその事務を代行させることができる。
- (5) 対策室の編成及び任務は、別に定めるものとする。
- (6) 対策室が設置されている場合において、当該事態に係る対策本部が設置されたときは、当該対策室は廃止されるものとし、対策本部が対策室の所掌事務を承継する。

5 警察署対策本部及び警察署対策室の設置

- (1) 緊急事態の発生地を管轄する警察署その他関係警察署の長は、必要に応じて、警察署対策本部又は警察署対策室を設置するものとする。
- (2) 警察署対策本部の長は、警察署長をもって充てる。
- (3) 警察署対策本部及び警察署対策室の編成及び任務は、別に定めるものとする。